

平成28年 2月18日
改正：平成29年 9月21日
改正：平成30年10月26日
改正：令和 4年 3月 1日
研究担当副学長決裁

国立大学法人筑波大学における組織としての 利益相反ポリシー実施要項

国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー（以下「組織としての利益相反ポリシー」という。）2（1）で定義された「組織としての利益相反」において、「・・・外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること」については、その結果として、主に、①研究の客観性が問題となる場合と、②調達等の手続の適正さが問題になる場合がある。本実施要項では主にこの2点について、利益相反マネジメントの具体的な実施手続を定める。なお、本要項において「企業等」とは、企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）を含まない。

1. 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合の取扱い（「組織としての利益相反ポリシー」4（1）の場合）
この場合は状況がある程度限定されており、通常次のケースが考えられる。
 - （1）知的財産権：本学が保有する知的財産権を企業等に実施許諾している場合などに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等を実施するための契約を締結するときなど。
 - （2）株式等：本学が企業等の株式等を保有している場合などに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等を実施するための契約を締結するときなど。
 - （3）寄附金等
- ア. 本学に寄附金や施設設備その他の財物の寄贈等（以下「寄附金等」という。）などを行った企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等

を実施するための契約を締結するときなど。

イ. 本学に寄附金等があった場合、その寄附金等の全部または一部を使用して当該寄附金等を提供した企業等の物品等に関する研究を行う場合など。

(4) 受託研究等：本学と受託研究、共同研究、学術指導又は特別共同研究事業を実施している企業等から物品を購入し、若しくは役務の提供を受けるときなど。

2. 組織としての利益相反ポリシー 4 (1) の場合の手続

この場合の手続に関しては次のとおりである。

(1) 上記「1 (1) 知的財産権」の場合

産学連携部の知的財産担当部署が、本学の保有する知的財産の一覧、実施先企業等一覧、知的財産収入一覧（当該年度を含めて過去3年度分。当該年度以外の年度は1回の送付で可。以下同様のケースでは同じ。）の最新版を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記知的財産担当部署から提供された一覧にある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合には、上記契約担当部署又は共同研究・受託研究・学術指導担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードに報告し、了承を得るものとする。

なお、連絡を必要とする額は、物品の購入若しくは役務の提供の場合については1件当たり1,000万円超とし、受託研究等の申込みの場合については1件当たり200万円超とする（以下同じ。）。

(2) 上記「1 (2) 株式等」の場合

財務部の財産管理部署が、本学の保有する株式等の一覧と当該株式等に係る収入一覧（当該年度を含めて過去3年度分）の最新版を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記財産管理部署から提供された一覧にある株式等保有先等の企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合には、上記契約担当部署又は共同研究・受託研究・学術指導担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードに報告し、了承を得るものとする。

(3) 上記「1 (3) 寄附金等のア」の場合

財務部の財産管理部署は、本学に単一の企業等から年度当たり500万円を超える寄附金等があった企業等の一覧¹の最新版（当該年度を含めて過去3年度分）を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記財産管理部署から提供された一覧にある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合には、上記契約担当部署又は共同研究・受託研究・学術指導担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードに報告し、了承を得るものとする。

（４）上記「１（３）寄附金等のイ」の場合

各部局の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合にも、研究倫理審査の上で遺漏のないように必ず上記２（３）において指定された情報を確認して審査に反映させるものとする。

また、研究責任者等においては、「１（３）寄附金等のイ」は研究の客観性に疑念を持たれるケースであることを認識し、寄附金等を受け入れる前に、寄附金等ではなく共同研究契約や受託研究契約に切り替えること等を検討するものとする。

（５）上記「１（４）受託研究等」の場合

産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署は、単年度の契約金額が1件当たり200万円超の本学の受託研究・共同研究・学術指導・特別共同研究事業一覧（当該年度を含めて過去3年度分）の最新版を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記共同研究・受託研究・学術指導担当部署から提供された一覧にある企業等に関係した物品の購入若しくは役務の提供の申込みがあった場合には、上記契約担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードに報告し、了承を得るものとする。

（６）その他

上記（１）～（５）のうち、契約等の順序が前後しているが疑念がある場合（例えば、共同研究を実施しているところから寄附金等の申込みがあった場合など。）は、随時利益相反

¹ 寄附者が個人名義のものを除き、単一の企業等から年度当たり500万円を超える寄附金を受け取った場合は関係部局において一覧を作成して情報を共有する。情報の内容は少なくとも寄附年月日、寄附者、寄附の目的、寄附金額を含むものとする。

アドバイザーに連絡するものとする。

3. 大学のために意思決定を行う権限を有する者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合の取扱い（組織としての利益相反ポリシー4（2）の場合）

大学のために物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は受託研究等を実施するための契約等を締結する意思決定を行う権限を有する者（専決者又は代理決裁者が決裁を行う場合には、当該者をいう。）が当該意思決定に関連して自ら相手方企業等との間で特別の利益を保有している場合（配偶者及び生計を一にする一親等内の親族を含む。）には、利益相反アドバイザーに連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーリーボードに報告し、了承を得るものとする。

4. 組織としての利益相反ポリシー4（2）の場合の手續

（1）報告の様式

報告の様式は、別記様式1を使用するものとする。

（2）記載方法

単一の企業等から得たこれらの個人的な利益（配偶者及び生計を一にする一親等内の親族を含む。）が単年度当たり合計100万円以上であるときに限る（当該年度分については既払い分のみを記載し、将来の見込み収入は含まない。）。また、当該年度を含み過去3年度分を申告する。これとは別に、株式等を保有している場合については、未公開株式の保有の場合は1株以上を対象とし、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の5%以上を対象とする。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。

5. 組織としての利益相反ポリシー4（1）における連絡された案件に関する情報の公開

担当部局から利益相反アドバイザーに連絡された案件について、当初計画どおり実施する場合においては、大学自身が保有する特別の利益に関する情報（知的財産の保有状況や実施料収入、株式等の保有状況、寄附金等の受入れ状況等）を特別の事情のない限り公開するものとする。公開の様式は別記様式2とする。

6. その他

贈与等にかかわる個人的な利益の取扱いについては、国立大学法人筑波大学職員倫理規則（平成17年法人規則第22号）を厳守すること。

7. 施行日

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 9. 21）

この実施要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平30. 10. 26）

この実施要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令4. 3. 1）

この実施要項は、令和4年4月1日から施行する。